

一般社団法人 海部津島青年会議所
会員資格規定

会員資格規定は、本会議所定款の定むるところに基づき本会議所会員の資格並びにその得喪その他に関する細目を定め、以って運営の円滑を図るを目的とする。

第1条（新入会員加入審議に関する事項）

1. 本会議所に正会員として、入会を希望する者は先ず会員銓衡委員会の議を経たのち入会申込書により、2名以上の正会員の責任ある推薦によって申込むものとする。入会の諾否は、理事長が決定する。
正会員への入会希望者は、会員銓衡委員会及び理事会の議を経て入会適格者と認定された者が、正会員の入会資格を得る。
2. 会員銓衡委員会は、その都度、理事長が正会員より若干名任命し、理事長の要請により開催する。但し、新会員を推薦せんとする会員は銓衡委員になることはできない。
3. 新正会員を推薦する会員は、次の条件を満たすものでなければならない。
(イ) 前年度年間出席率30%以上の者。
(ロ) 正会員として2年以上の経験のある者。
(ハ) 内1名は、2年以上入会希望者のJC活動にアドバイスできる者。
4. 正会員として入会申込みをなす者は満35歳未満でなければならない。
5. 同一会社より正会員として入会出来る数は2名を限度とする。
6. 新正会員推薦者は、被推薦者の出席並びに会費納付の義務履行について推薦したときから2ヶ年間その責務を負うものとする。
7. 日本JCの会員たる他JCからの移籍による当JCへの入会については、年齢による制限（但し上限）をしない。
8. 理事会が特別の事情ありと認めたものについては、年齢による制限（但し上限）を適用しないことがある。

第2条（会費納入に関する事項）

1. 会員は、入会に際し入会金を、また所定の納期の次の通り会費を納付しなければならない。
入会金 正会員 金30,000円
会費 正会員 金120,000円（年間）
特別会員 金50,000円（終身会員）
賛助会員 1口金5,000円（2口以上）

2. 親族（夫婦、親子、兄弟姉妹）が既に正会員である場合、後から入会をした正会員の会費は金60,000円（年間）とする。
3. 前項の規定は、親族が正会員である期間に限り継続して適用される。
4. 定款第14条第2項記載の休会の場合には、理事会の承認があった翌月から1年間の会費は金30,000円とする。この休会の申請期限は子が1歳になる月までに行うことができる。ただし、子の監護の必要性が無くなった場合には、それ以降の期間はこの限りではない。
5. 正会員は、毎年前期会費を1月末日、後期会費を7月末日までに納付しなければならない。賛助会員は入会と同時に初年度分会費を納入するものとし以後は毎年1月末までに当該年度分を納付する。
6. 同一会社より、会員の交替申し込みが該当年度にあった場合入会金は免除することができる。
7. JCボックスに喜捨すべき金員を会費納入の際の併せて徴収することができる。

第3条（正会員失格に関する事項）

1. 会員にして、年間出席率30%未満の者は、総務委員会が実情を調査し、理事会の特別決議を経て、総会にて承認されれば、会員の資格を喪失する。
2. 会員にして、1年以上の会費納入義務を履行しないときも前項に同じ。

第4条（入会予定者に関する事項）

1. 入会を希望する者は、全員入会予定者とする。
2. 入会予定者はすべての会合に於いて、議決権を有しない。
3. 入会予定者は、正会員の資格を得るためには、その期間中に開催される総会、例会を70%以上及びオリエンテーションの全てに出席をなし、会員銓衡委員会及び理事会の承認を得るものとする。なお、総会、例会については運営規則第8条のアテンダンスの適用を、オリエンテーションについては会員銓衡委員会の定めるメーキャップ事業の適用を認めるものとする。また、第1条の7項を適用する入会予定者については、正会員資格規定に準用する。
4. 入会を希望する者は、事務局まで申し込むこととする。尚、会員募集については、会員拡大にたずさわる委員会がこれにあたる。期間内の費用については、会費と同額を納付しなければならない。

第5条（特別会員に関する事項）

1. 特別会員の有資格者は、特定の入会申込書により申し込むものとする。
2. 特別会員は、理事会の承認を得て、特別会費（終身会費）の納入によって終身会員になる。

3. 特別会員は、委員会、理事会を除く全ての会合に出席することができる。又、本会議所の実施する全ての行事に参加することができる。
出席に当たっては、実費を負担しなければならない。但し、出席を義務付けられることはない。
4. 特別会員は、本会議所の発行する、一般社団法人海部津島 J C 会員名簿を購読出来る。
また、一般社団法人海部津島 J C ニュース等諸種の資料の配布を受けることが出来る。
5. 特別会員が、会員として適当でないと認められた場合には、理事会の決議により退会するものとする。

第6条（名誉会員に関する事項）

1. 名誉会員の資格は、理事会の推薦を受託した時に始まり、満2年間の経過を以って終わる。
但し、重任及び終身を妨げない。
2. 名誉会員は、委員会、理事会を除く全ての会合に出席し、又本会議所の実施全ての行事に参加することができる。
但し、出席を義務付けられることはない。
3. 名誉会員は、本会議所の発行する一般社団法人海部津島 J C 会員名簿を購読出来る。
また、一般社団法人海部津島 J C ニュース等諸種の資料の配布を受けることが出来る。

第7条（賛助会員に関する事項）

1. 賛助会員は、愛知県津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡並びにその近郊に居住するか若くは事業場を有する、個人又は法人その他の団体であって本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することも望むものでなければならない。
2. 賛助会員として入会を希望する者は所定の申込書により申込むものとする。入会の諾否は理事会が決定する。
3. 賛助会員は、本会議所が発行する会員名簿の購読をすることができる、また、本会議所からの情報提供として基本資料及び J C ニュースの配布を受けることができる。
あわせて上記のものに賛助会員として、その氏名及び会社名を記載する。

第8条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附則

1. 施行期日

本規定の第5条（特別会員に関する事項） 4. 第6条（名誉会員に関する事項）
3. 及び第7条（賛助会員に関する事項） 5. の変更については、平成15年1月
1日から施行する。

附則

1. 施行期日

本規定の第2条（会費納入に関する事項）及び第5条（特別会員に関する事項）の
変更については、平成18年1月1日から施行する。

附則

1. 施行期日

本規定の第2条（会費納入に関する事項）及び第7条（賛助会員に関する事項）の
変更については、平成30年5月10日から施行する。

2. 適用

本規定の第2条（会費納入に関する事項）及び第7条（賛助会員に関する事項）の
変更については、平成30年1月1日から施行する。

附則

1. 施行期日

本規定の第2条（会費納入に関する事項）の変更については、令和5年9月1日か
ら施行する。